

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 19 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 6 月 13 日(火) 15 時 30 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第19回委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月13日(火) 15時30分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
- 欠席委員 本庄 新、清 家 皆 一
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査
- 漁業管理課 大屋課長、甲斐主任
- 水産振興課 大塚課長、堤課長補佐、上田技師
- 臨席者 北部振興局 三ヶ尻孝文
4. 議事録署名委員 阿部義広委員、小野裕佳委員
5. 協議事項及び審議の結果
- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間
について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第2号議案 知事管理漁獲可能量の設定について
- 審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第3号議案 連合会区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について
審議の結果 原案のとおり承認することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期大分海区漁業調整委員会第19回委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、定員15名中13名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立してありますことをご報告いたします。

それでは始めに大屋漁業管理課長からご挨拶を申し上げます。

大屋課長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の紙の資料の確認をさせていただきます。

全漁調連会報を配布しております。お時間のある時にご確認ください。

議案書は、タブレットで用意しておりますので、ご確認ください。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。

それでは、大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後の議事進行を小野会長にお願いいたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思いますが、阿部義広委員と小野裕佳委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業の新規許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。前回の委員会において、今年度公示予定の漁業種類は一括して諮問を受けたところですが、今回新規の許可の要望が出されたことに伴う諮問となります。

3ページをご覧ください。知事からの諮問文です。4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは「小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業」です。この漁業は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「えび類、雑魚」です。今回公示することとなった背景は、中津地区の漁業者からの要望に伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「新規許可について」をご覧ください。

小型機船底びき網漁業のように、許可する船舶の数に上限を設けている漁業種類の場合、許可の枠を巡って早い者勝ちとならないよう、申請期間は一定期間に限定されます。そのため、申請期間以外で新たに許可を行うためには、その都度制限措置の公示が必要です。現在の本許可の船舶の上限数は82隻となっており、県が許可している数は77隻ですので、5隻まで許可が可能な状況です。

また、新規許可の要望に当たっては、漁業調整上の問題がないことの確認として、当該許可の操業範囲となる地区の同意を得た上で、県漁協本店から県に対して要望書を提出することとなっております。今回の許可は、豊前海全体が操業区域となるため、豊前海地区漁業運営委員長会の同意を得た上で要望書が提出されています。

次のページ(P5)をご覧ください。左側が大分県漁協から県知事に提出された要望書、右側が豊前海地区漁業運営委員長会の本要望に対する同意書です。この要望書の趣旨としては、許可の制限措置を公示し、申請期間を定めることについての要望であるため、要望書には1隻とありますが、県としては許可が可能な5隻を制限措

置とし、申請が複数あっても対応できるようにしたところです。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。次のページ（P6）をご覧ください。

今回の許可の内容となる制限措置です。左から順番に説明します。一番左の「番号」は単なる整理番号で、「2-1-1」です。その右の欄の漁業種類は「手繰第2種こぎ網漁業」で、さらに右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は許可の上限数に達する「5隻」です。続いて、その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下、旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、8ページに図面を掲載していますのでご覧ください。こちらの図面は、周防灘を示したものですが、この中で斜線を引かれた箇所が操業区域です。図面中央にある「共通海域」は、山口県・福岡県・大分県で構成する周防灘3県連合海区漁業調整委員会にて定めた海域で、この海域では3県の底びき漁船が操業することとなります。

表の説明に戻ります。6ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、「1月1日から12月31日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者」です。一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

9ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける漁業種類の場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間は原則1ヶ月間となります。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない漁業種類の場合は、申請期間は周年となり、公示の日から許可の有効期間中はいつでも申請が可能となります。今回は、前者に該当するため、令和5年6月20日から7月20日までの1ヶ月間が申請期間となっています。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可と合わせるため、既存の許可の満了日である令和8年5月10日までの約2年10ヶ月に短縮する考えです。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。
要望があったのは、新規着業者でしょうか。

事務局長 中津支店の組合員で、お父さんが漁業者でUターンの新規就業者です。

議長 漁業者は年々減少していると思いますが、年間どれくらい新規就業者がいるのでしょうか。

大塚課長 令和4年度の新規就業者は、76人です。ここ数年の就業者数は70人前後です。人数ははっきりとはわかりませんが、それ以上の人がやめているので、全体として減少しているのは確かです。

議長 新規就業者には、支援事業などはあるのでしょうか。

大塚課長 漁業学校制度などがあります。また、国の研修制度が該当すれば、手厚い支援があります。今回要望があった方も、支援の対象となっているようです。

議長 よろしいでしょうか。
他にご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

次に、第2号議案の「知事管理漁獲量の設定について」を審議します。その他の「①知事管理漁獲可能量の追加配分について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。

事務局長

議案書の10ページをご覧ください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分し、漁獲可能量を設定することになっています。

今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

11から12ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

議案書の19ページをご覧ください。

その他①知事管理漁獲可能量の追加配分についてです。令和3年10月8日（金）に開催された第22期大分海区漁業調整委員会第5回委員会において、大分県資源管理方針に係る漁獲可能量について、管理年度途中で国等から追加配分が得られた場合の配分ルールが制定されました。

その中で、迅速な配分を行うため、追加配分の全量を数量割当されている知事管理区分へ配分し、大分県海区漁業調整委員会へは事後報告とするとされたため、それに基づき報告するものです。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

上田技師

水産振興課の上田です。

議案書13ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量について説明します。

知事管理漁獲可能量は改正漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。

具体的には、国から各都道府県に配分された特定水産資源、いわゆるTAC管理魚種について、漁業種類等で定めた知事管理区分に配分する数量を設定します。

本県では現在、まあじ、まいわし、くろまぐろ小型魚・大型魚、するめいか並びにまさば及びごまさばが該当しています。

今回はこのうち、令和5年7月1日から令和6年6月30日までが管理期間であるまさば及びごまさばについて漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。＜漁獲可能量の設定の考え方

>についてご説明します。

国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準といて、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

上の「まさば及びごまさば」の表をご覧ください。大分県の漁獲可能量ですが、今回まさば及びごまさばは現行水準となり、目安数量として4, 243トンが示されました。

目安数量とは、表の下の※2にありますように、現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

本県で漁獲されるまさば及びごまさばは国全体と比較して僅かであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。漁獲努力量の指標はこれまでどおり漁船の隻数とします。

資料下段のその他には、知事管理漁獲可能量に関する事項を記載しています。

国からの配分量は、最新の資源評価結果によって毎年更新されるので、今後、変更される可能性があります。

また、国の留保枠や調整が整えば他県から漁獲可能量を貰う「融通」という仕組みもあり、漁獲可能量の上限を引き上げることも可能です。また、数量配分と現行水準の基準については、くろまぐろを除いて3年を目処に見直される予定です。

議案書14ページには国からの漁獲可能量に関する通知を、15ページにはまさば及びごまさばの過去の漁獲実績を、16ページには大分県資源管理方針の関連部分の抜粋を、17ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にしてください。

以上で「知事管理漁獲量の設定について」の説明を終わります。

つづいて報告事項の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の説明です。

議案書13ページにお戻りください。ページ中段、色付きの表の左下「くろまぐろ」の表をご覧ください。

今回、くろまぐろの令和5管理年度について、国から追加配分がありましたので報告いたします。

小型魚については当初配分3.8トンに対し0.1トンの追加、大型魚については当初配分6.4トンに対し1.4トンの追加となっております。

本県において漁獲されるくろまぐろは、漁業種類別、海域別で数量は定めていないため、小型魚は0.1トン、大型魚は1.4トンをくろまぐろ（小型魚）の漁業区分に、大型魚は1.4トンをくろまぐろ（大型魚）の漁業区分にそのまま追加配分しました。

なお、くろまぐろの令和5管理年度は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間となっています。

続いて、右の「まあじ」の表をご覧ください。まあじの令和5管理年度は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までです。今回、まあじの令和5管理年度について、国留保から500トンの追加配分がありましたので報告いたします。20ページに補足資料がありますので、そちらをご覧ください。

上段の色付きの表をご覧ください。国の漁獲量の配分に対する考え方は県でも同様に行うよう指導されており、県全体のまあじの漁獲量の8割を占めるまき網漁業区分に対しては、数量を明示して配分を行います。令和5年の大分県全体のまあじの配分量は今回追加された500トンを含めて3,400トンなので、当該管理区分へ500トンを追加し、2,580トンといたします。釣りや定置網などのその他のまあじ漁業区分は現行水準管理で目安数量を520トンとし、残りのおよそ1割に相当する300トンを留保枠として保有し、必要に応じて当該管理区分へ追加配分する予定としています。

今回、追加配分を受けることになった経緯として、資料中段部分でご説明いたします。現在まあじのTAC管理について、国留保からの追加配分を適切かつ迅速に行うため、関係者間（数量明示県）の合意に基づけば、当該合意による数量をもって追加配分が受けられるという体制が構築されています。目的としては、想定外の来遊等により生じる配分数量の過不足を防止し、国の留保枠を有効活用する狙いがあります。そこで今回、国留保のうち、15,000トンが令和5管理年度当初配分の割合に応じて関係県に配分されることになり、大分県は500トンの追加を受けたということです。

今回の報告は、令和3年度第22期第5回の大分海区漁業調整委員会において制定された、「漁獲可能量の追加配分があった場合の配分ルール」に則り行うもので、そのルールについて改めてご説明させていただきます。

まず、1. 国留保等から漁獲可能量の追加配分が得られた場合は、その全量を、数量明示で割り当てされている知事管理区分に配分いたします。この場合、大分海区漁業調整委員会への諮問は行わず、事後報告いたします。ただし、2. 迅速に配分する必要性がなく、県全体の漁獲可能量の状況を勘案して配分方法を決定すべきと

判断される場合には、海区漁業調整委員会へ諮問することとしております。その他、参考として議案書21ページ、22ページにはくろまぐろの国からの変更通知をつけています。23ページにはまあじの国からの通知をつけています。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第2号議案と報告事項につきましてご意見・ご質問はありませんか。

疋田委員 くろまぐろですが、大型魚の定義は30kg以上ですか。

上田技師 そうです。30kg以上です。

疋田委員 台風の後とかにくろまぐろの養殖魚が逃げたものが、定置網に入ったり、漁業者が釣りに行ったりすると獲れます。その数も計数されると思うので、漁獲量の枠を増やしてもらおう方向で要望して欲しいのですが。

昨年度、枠がいっぱいになって獲れない状況になったので、県南の委員長会から枠を増やして欲しいという要望を県漁協にもあげているところです。

議長 養殖から逃げたくろまぐろについては、以前は、計数から除外していたと思うのですが、現在は計数にいられているのでしょうか。

大塚課長 以前は、養殖魚の逃げについては、漁獲された場所や状況によって、逃げたということが確実だということで、大分県として除外して報告していましたが、現在はくろまぐろの資源管理が厳しくなり、水産庁が除外を認めなくなったので、仕方なくすべて獲れたものはすべて天然魚として報告している現状です。

昨年は台風で逃げたものが多く計数されたので、枠が足りなくなり採捕禁止になってしまった経過がありました。大分県としては佐伯湾で台風後にとれるものについては、明らかに天然ではないと、水産庁にはずっと言い続けており、これらを除外するのが真実の姿だと言っていますが、理解が得られていない状況です。

一方で、ご存じのとおりくろまぐろの資源は現在増加傾向にあるようなので、枠の増加は期待ができます。

疋田委員 漁業者はいる魚を獲れないのが一番きついです。日本海のまき網は多くの枠がありますよね。大分県の枠があまりにも少なすぎると思います。見直しの要望をして欲しいです。

大塚課長 わかりました。融通の制度もあるので、これもできる限り利用していきたいと思います。

議 長 昨年は超過しそうな時に、融通による追加措置があっとうまくいったのではなかったでしょうか。

大屋課長 昨年は小型魚については、2回ほど国と北海道から融通をしてもらいましたが、それでも最終的に超過してしまいました。大型魚については融通ももらわずに枠内に収まりました。

正田委員 枠の要望をお願いしたいです。

議 長 引き続き要望してください。
今回の議事にはあがっていませんが、するめいかが、TAC対象魚種となっていると思いますが、現状はどのようなのでしょうか。

大塚課長 するめいかについては、数量配分がないので、TAC管理が漁獲制限につながっている実態はないようです。また、するめいか（まついか）は、現在大分県では漁獲量が少ないので、漁業者は、資源管理をしているという実感はないのではないのでしょうか。

議 長 わかりました。他にご意見もないようですので、第2号議案「知事管理漁獲量の設定について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することとし、その他の①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の報告を確認したことといたします。
次に、第3号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の18ページをご覧ください。本年度も8月以降に周防灘、伊予灘、豊予、大分宮崎の連合海区漁業調整委員会が予定されています。

各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関

連する事前協議等に委員を派遣したいと考えています。

まず、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊委員を、次に豊予の関係でまき網、はえなわ及び一本釣り漁業の入漁に関する愛媛との事前協議に疋田委員と須川委員を派遣する予定です。

出席する委員の方には報酬及び費用弁償を支給しますが、その根拠として、こういった派遣について委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるといふ委員会規程第15条に基づき、お諮りするものです。

なお、記述された方以外に委員派遣が必要になった場合や変更があった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案「連合海区漁業調整委員会に関係する事前協議への委員派遣について」は、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認することとします。

次に、その他の事項にうつります。その他①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」は先ほど審議の中で報告が終わりましたので、その他②の令和5年度第59回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の24ページをご覧ください。5月26日に、令和5年度第59回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が東京で開催され、小野会長が出席しましたので概要を報告します。

26ページをご覧ください。議案につきましては、第1号議案で事業報告、収支決算及び剰余金処分案、第2号議案で事業計画案、収支予算案が原案どおり承認されています。

第1号議案、2号議案の詳細については議案書の29ページから43ページに載せています。

44ページをご覧ください。第3号議案では、中央への要望活動について承認されています。

要望内容は、7項目についてです。詳細は45ページから67ページに記載があります。要望活動は7月11日に関係省庁で実施予定です。

第4号議案の次期総会の開催地は、東京都に決定されています。

次に、議案書の70ページをご覧ください。令和5年度連合会会長表彰の報告です。71ページから74ページに受賞者のお名前が載っております。今年度は海区漁業調整委員会委員表彰に、全国で106名が表彰されましたが、大分海区からは、須川委員と阿部義広委員とが表彰されています。おめでとうございます。

本来なら、総会終了後に行われた表彰式へ出席いただくところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席人数が制限されておりましたので、お二人の了解を得て、会長が代わりに受賞してきましたので、本日この場をお借りしてお二人に感謝状をお渡ししたいと思います。

須川委員と阿部義広委員は前の方に来てください。

(贈 呈)

議 長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

これで本日予定していた議案、報告については全て終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

次回委員会は8月下旬を予定しています。日程については後日連絡させていただきます。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第19回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年6月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員